

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

## 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の趣旨

神奈川県迷惑行為防止条例（以下「条例」という。）は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的として制定されているところ、条例第9条は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律などでは取り締まることができない、店側との間に従属関係を持たない、いわゆる「フリーの客引き」などによる「客引き行為等」を規制している。

この様な中、飲食店等による交通の妨げとなる客引きの増加や社会情勢の変化に伴い、現行条例を適用できない事例が出現するなどの問題がでてきたことから、迅速かつ効果的に対応をするため、条例第9条（不当な客引行為等の禁止）について改正を行うこととした。

### 2 改正概要

次の3項目を改正する。

- (1) 誘引、客待ち行為に対する規制の強化〔第3項に追加、第5項から第11項を新設、第15条に追加〕

売春類似行為を目的とした誘引行為に直罰規定を設けるほか、接待飲食店等、深夜営業のマッサージ等及び風俗案内所等の誘引行為及び客待ち行為に対して、警察官の中止命令等を規定し、同命令等に違反した場合の罰則規定を設ける。

- (2) 売春類似行為の規制対象の拡大〔第1項第5号に追加〕

性別に関係なく、売春類似行為を規制対象とする。

- (3) 居酒屋やカラオケ店等の客引き等の規制〔第5項を新設〕

酒類提供飲食店（居酒屋等）やカラオケ店の客引き行為、誘引行為及び客待ち行為の規制（罰則なし）を規定する。

### 3 改正の必要性

近年、飲食店等による交通の妨げとなる客引きの増加や社会情勢の変化に伴い、現行条例を適用できない事例が出現するなどの実情にある。

このような状況を踏まえ、県民及び滞在者の生活の平穏を保持する観点から、「2 改正概要」に記載した条例改正の必要性を認めた。

### 4 今後の予定

令和6年第3回県議会定例会（後半）に条例の改正案を上程